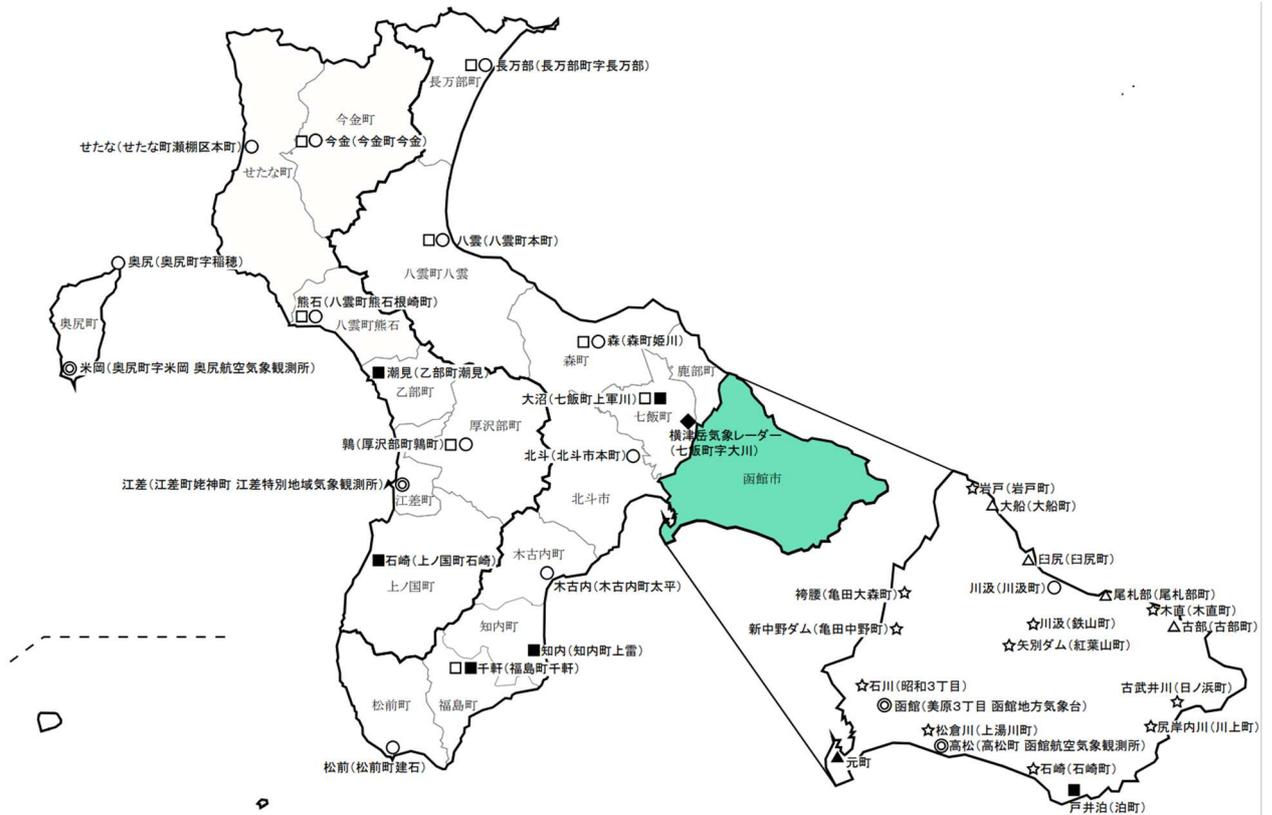


資料2 情報収集・伝達関係

1. 気象観測施設
2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報
3. 火災気象通報・海上警報
4. 地震、津波情報
5. 河川水位等の情報
6. 火山情報
7. 防災行政無線
8. 有線放送施設
9. 防災サポート無線
10. コミュニティFM放送
11. ケーブルテレビ事業者
12. 北海道総合通信局による通信途絶時における貸出機材一覧
13. 火災・災害等即報要領（消防庁）
14. 災害情報等報告取扱要領（北海道）

1. 気象観測施設



所管	記号	観測種目	備考	
気象庁	◎	アメダス（気象官署（特別地域気象観測所を含む））(4)	降水量、気温、風向・風速、日照時間（高松、米岡を除く）、積雪深（米岡を除く）、湿度（函館、江差）	
	○	アメダス（4要素観測所）(12)	降水量、気温、風向・風速、日照時間、湿度（八雲、木古内、川汲、松前、奥尻）	
	■	アメダス（雨量観測所）(6)	降水量	
	□	アメダス（積雪深観測所）(8)	積雪深	
	◆	気象レーダー(1)		
函館市 （南茅部支所）	△	マメダス(4)	降水量、気温、風向・風速	
日本気象協会	▲	マメダス(1)	降水量、気温、風向・風速	函館市内設置分のみ記載
渡島総合振興局 函館建設管理部	☆	テレメータ(11)	降水量	函館市内設置分のみ記載

2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報

(1) 発表区域

(令和6年4月1日現在)

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
渡島・檜山地方	渡島地方	渡島北部	八雲町八雲（八雲町熊石★を除く）、長万部町
		渡島東部	函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町
		渡島西部	松前町、福島町、知内町、木古内町
	檜山地方	檜山北部	八雲町熊石★、今金町、せたな町
		檜山南部	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町
		檜山奥尻島	奥尻町

八雲町熊石★：北海道二世郡八雲町のうち熊石相沼町、熊石鮎川町、熊石泉岱町、熊石雲石町、熊石大谷町、熊石折戸町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石関内町、熊石平町、熊石壘岩町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石鳴神町、熊石西浜町および熊石根崎町



(2) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の概要

(令和6年4月1日現在)

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類と概要

(令和6年4月1日現在)

区 分	概 要	
特別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

区 分		概 要
警 報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる洪水害として、河川の増水および堤防の損傷、ならびにこれらによる浸水害があげられる。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や、「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。	

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(4) 特別警報発表基準

(令和6年4月1日現在)

現象	特別警報の基準	
大雨	台風や集中豪雨により 数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 [※]	
暴風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合 [※]
高潮		高潮になると予想される場合 [※]
波浪		高波になると予想される場合 [※]
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 [※]	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 [※]	

※ 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置付けている。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」*、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけている（下表を参照）。

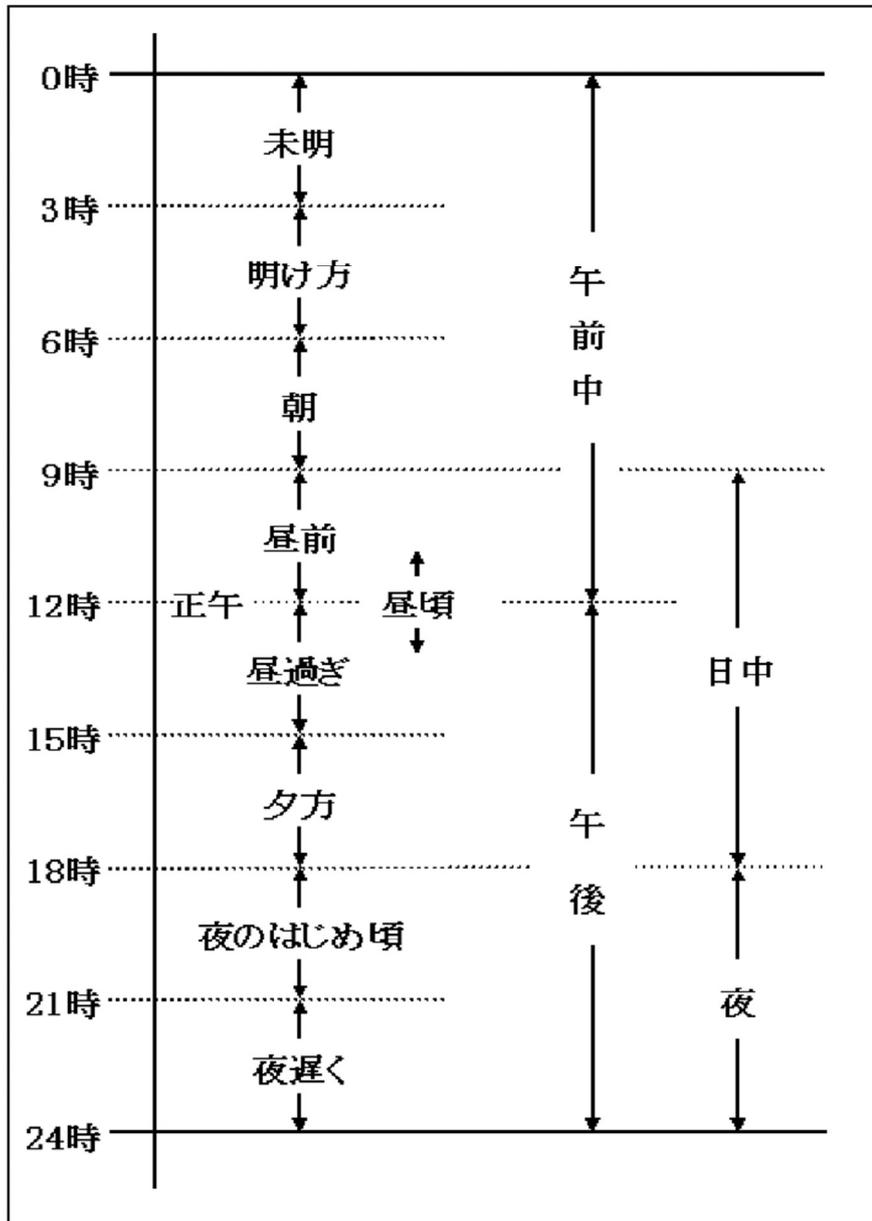
これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表する。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味になる。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や高齢者等避難を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください。

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置付ける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合（噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける）
地震（地震動）	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4））を特別警報に位置づける）

(*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を特別警報に位置付けている。

※一日の時間細分の用語（府県天気予報の場合）



(5) 警報・注意報発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 函館地方気象台

函館市	府県予報区	渡島・檜山地方		
	一次細分区域	渡島地方		
市町村等をまとめた地域		渡島東部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	106
	洪水	流域雨量指数基準	尻内川流域=16.7, 汐泊川流域=23.4, 松倉川流域=20.1, 鮫川流域=9.9, 亀田川流域=11.4, 常盤川流域=10.1, 温川流域=17.4, 湯の川流域=4.2, 石川流域=7.4, 川汲川流域=6.9, 尾札部川流域=8.3, 八木川流域=11.3	
		複合基準 ^{*1}	汐泊川流域=(6, 18.9), 鮫川流域=(6, 8.5), 亀田川流域=(6, 8.9), 八木川流域=(6, 10.1)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s
			太平洋	25m/s
			津軽海峡	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う
			太平洋	25m/s 雪による視程障害を伴う
			津軽海峡	25m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm		
波浪	有義波高	太平洋	6.0m	
		津軽海峡	6.0m	
高潮	潮位	1.0m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	63	
	洪水	流域雨量指数基準	尻内川流域=13.3, 汐泊川流域=18.7, 松倉川流域=16, 鮫川流域=7.9, 亀田川流域=9.1, 常盤川流域=8, 温川流域=13.9, 湯の川流域=3.4, 石川流域=5.9, 川汲川流域=5.5, 尾札部川流域=6.6, 八木川流域=9	
		複合基準 ^{*1}	汐泊川流域=(5, 17), 鮫川流域=(5, 7.7), 亀田川流域=(5, 8), 湯の川流域=(6, 2.6), 川汲川流域=(6, 4.4), 八木川流域=(5, 9)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			太平洋	18m/s
			津軽海峡	18m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪による視程障害を伴う
			太平洋	18m/s 雪による視程障害を伴う
			津軽海峡	18m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	太平洋	3.0m
			津軽海峡	3.0m
	高潮	潮位	0.8m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	60mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
濃霧	視程	陸上	200m	
		太平洋	500m	
		津軽海峡	500m	
乾燥	最小湿度35% 実効湿度65%			
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上			
低温	通年:(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続			
霜	最低気温3℃以下			
着氷	船体着氷:水温4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s以上			
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(6) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(7) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(8) 北海道地方気象情報、渡島・檜山地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

(9) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布)<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布)<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布)<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(10) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に渡島地方に対し発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

3. 火災気象通報・海上警報

(1) 火災気象通報

函館地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

ア 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

イ 通報時刻及び内容

(ア) 定時に実施する通報

毎日05時頃に、翌日09時までの気象状況の概要を通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭部に「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の対象となる地域、期間で降水（降雪含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないとして、見出しの冒頭部に明示しない場合がある。

通報内容は、対象地域、要素、期間、04時の気象官署及び特別地域気象観測所の気象実況とする。

(イ) 臨時に実施する通報

先に通報していた気象状況の内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表または解除があった場合は、その旨を随時通報する。

(2) 海上警報

気象庁は、次の表に挙げる現象が発生しているか24時間以内に発生すると予想される場合に海上警報を発表する。(令和6年4月1日現在)

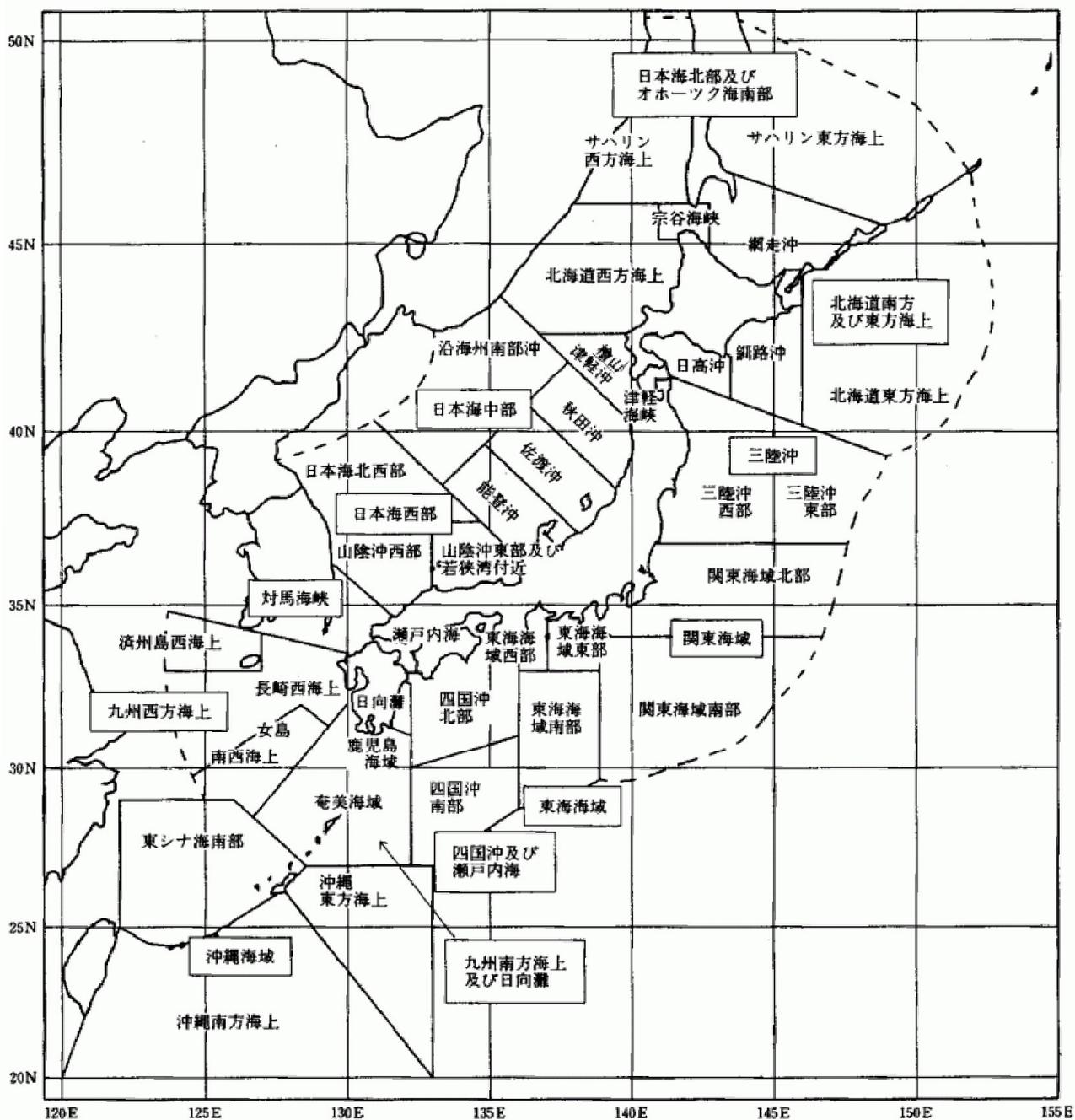
海上警報の種類	説 明	
海上台風警報	台風による風が最大風速 64 ノット以上。	気象庁風力階級表の風力 12 に相当。
海上暴風警報	最大風速 48 ノット以上。	気象庁風力階級表の風力 10 以上に相当。
海上強風警報	最大風速 34 ノット以上 48 ノット未満。	気象庁風力階級表の風力 8 又は 9 に相当。
海上風警報	最大風速 28 ノット以上 34 ノット未満。	気象庁風力階級表の風力 7 に相当。
海上濃霧警報	視程(水平方向に見通せる距離)0.3 海里(約 500m)以下(瀬戸内海は 0.5 海里(約 1 km 以下))。	
その他の海上警報	風、霧以外の現象について「海上(現象名)警報」として警報を行うことがある。(例:海上着氷警報、海上うねり警報など。)	

地方海上予報区

(令和6年4月1日現在)

地方海上予報区	細分海域	担当官署
日本海北部およびオホーツク海南部	サハリン東方海上/サハリン西方海上/網走沖/宗谷海峡/北海道西方海上	札幌管区気象台
北海道南方および東方海上	北海道東方海上/釧路沖/日高沖/津軽海峡/檜山津軽沖	札幌管区気象台

地方海上予報区域図

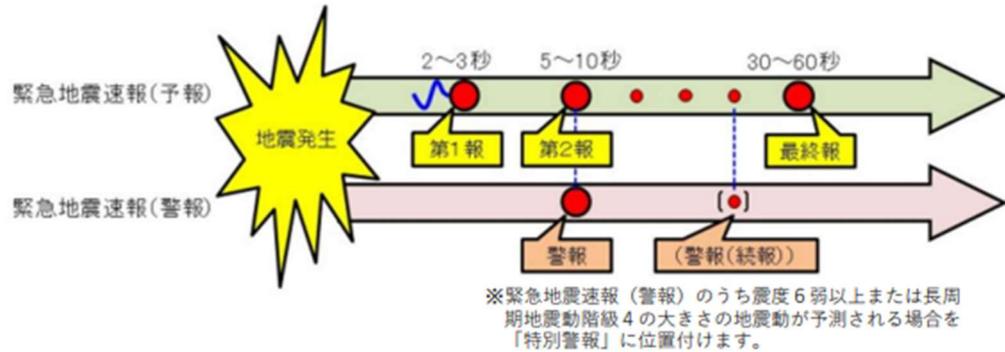


4. 地震、津波情報

(1) 地震に関する情報

ア 緊急地震速報

緊急地震速報には、大きく分けて「警報」と「予報」の2種類がある。また、「警報」の中でも予想震度が大きいものを「特別警報」に位置付けている。



緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に発表される。緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付けている。

イ. 地震情報の種類とその内容

(令和6年4月1日現在)

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （大津波警報または津波警報、注意報（以下「津波警報等」という。）を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	震度1以上 津波警報等の発表または若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表 ^{※1} 。日本や国外への津波の影響に関して記述して発表。

情報の種類	発表基準	内容
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表しています。

(2) 津波に関する情報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震は最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 (令和6年4月1日現在)

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	津波の高さ予想の区分	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超	10m<予想高さ	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難。
		10m	5m<予想高さ ≤10m		
		5m	3m<予想高さ ≤5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	1m<予想高さ ≤3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m	0.2m≤予想高さ ≤1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。
(令和6年4月1日現在)

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表する。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	津波観測地点で津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さおよび沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。
(令和6年4月1日現在)

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(3) 地震、津波情報に用いる観測点

ア 渡島・檜山地方の震度観測点

(令和6年4月1日現在)

地方	市町村	観測点名称	所 在 地	所 管	緯 度	経 度
渡島	函館市	函館市美原	美原3丁目4-4 (函館地方气象台)	気象庁	41°49'00"	140°45'15"
渡島	函館市	函館市尾札部町	尾札部町1423-1	気象庁	41°53'24"	141°01'44"
渡島	函館市	函館市大森町	大森町33(大森公園)	防災科研	41°46'11"	140°44'17"
渡島	函館市	函館市泊町	泊町126 (もと日新中学校)	防災科研	41°42'57"	141°00'16"
渡島	函館市	函館市新浜町	新浜町151-1 (椴法華中学校)	防災科研	41°50'05"	141°08'26"
渡島	函館市	函館市川汲町	川汲町1520-1	防災科研	41°54'19"	140°58'11"
渡島	函館市	函館市日ノ浜	日ノ浜町127 (恵山支所)	北海道	41°47'16"	141°06'28"
渡島	北斗市	渡島北斗市中央	北斗市中央1丁目3-10 (北斗市役所)	北海道	41°49'26"	140°39'12"
渡島	北斗市	渡島北斗市本町	北斗市本町175 (北斗市総合分庁舎)	北海道	41°53'00"	140°38'38"

地方	市町村	観測点名称	所在地	所管	緯度	経度
渡島	七飯町	七飯町 桜町	七飯町桜町2丁目3-1 (七飯消防署)	気象庁	41°54' 11"	140°41' 16"
渡島	七飯町	七飯町 本町	七飯町字本町516	防災科研	41°53' 58"	140°41' 45"
渡島	鹿部町	鹿部町 宮浜	鹿部町字宮浜369-1	防災科研	42°02' 37"	140°48' 23"
渡島	長万部町	長万部町 平里	長万部町字平里91- 11(老人福祉センター)	防災科研	42°29' 41"	140°21' 14"
渡島	八雲町	八雲町 上の湯	八雲町上の湯70	気象庁	42°07' 09"	140°21' 58"
渡島	八雲町	八雲町 住初町	八雲町住初町185-1 (総合体育館)	防災科研	42°15' 30"	140°15' 49"
渡島	八雲町	八雲町熊石 雲石町	八雲町熊石雲石町 131-3	防災科研	42°07' 47"	139°58' 52"
渡島	森町	渡島森町 御幸町	森町字御幸町144-1 (森町役場)	気象庁	42°06' 18"	140°34' 35"
渡島	森町	渡島森町 上台町	森町字上台町326-1 (浄水場)	防災科研	42°05' 47"	140°33' 49"
渡島	森町	渡島森町 砂原	森町字砂原1丁目43- 4(森町役場砂原支所)	北海道	42°07' 27"	140°40' 01"
渡島	木古内町	木古内町 木古内	木古内町字木古内 182-1	防災科研	41°40' 47"	140°25' 58"
渡島	知内町	知内町 小谷石	知内町字小谷石514	気象庁	41°31' 55"	140°24' 50"
渡島	知内町	知内町 重内	知内町字重内21-1 (知内町役場)	北海道	41°35' 54"	140°25' 07"
渡島	福島町	福島町 福島	福島町字福島699	防災科研	41°29' 09"	140°14' 48"
渡島	松前町	渡島松前町 清部	松前町字清部441	気象庁	41°31' 29"	140°00' 24"
渡島	松前町	渡島松前町 福山	松前町字福山248 (松前町役場)	気象庁	41°25' 47"	140°06' 37"
檜山	江差町	檜山江差町 姥神	江差町字姥神町 167(特別地域気象観測所)	気象庁	41°52' 04"	140°07' 30"
檜山	江差町	檜山江差町 中歌町	江差町字中歌町193-3	防災科研	41°52' 08"	140°07' 35"
檜山	上ノ国町	上ノ国町 湯ノ岱	上ノ国町字湯ノ岱 243-6	防災科研	41°44' 58"	140°15' 03"
檜山	上ノ国町	上ノ国町 小砂子	上ノ国町字小砂子80	防災科研	41°38' 56"	139°59' 52"
檜山	上ノ国町	上ノ国町 大留	上ノ国町字大留100 (上ノ国町役場)	北海道	41°48' 02"	140°07' 15"
檜山	厚沢部町	厚沢部町 木間内	厚沢部町字木間内3-4 および4-1	防災科研	41°56' 06"	140°22' 04"
檜山	厚沢部町	厚沢部町 新町	厚沢部町新町207 (厚沢部町役場)	北海道	41°55' 16"	140°13' 32"
檜山	乙部町	乙部町 緑町	乙部町字緑町388 (乙部町役場)	北海道	41°58' 06"	140°08' 10"
檜山	せたな町	せたな町北 檜山区豊岡	せたな町北檜山区豊岡 233-1(北檜山中学校)	気象庁	42°25' 21"	139°52' 36"
檜山	せたな町	せたな町北 檜山区徳島	せたな町北檜山区徳島 63-1(せたな町役場)	北海道	42°25' 03"	139°52' 58"

地方	市町村	観測点名称	所在地	所管	緯度	経度
檜山	せたな町	せたな町大成区都	せたな町大成区都 378 (大成中学校)	防災科研	42°13' 43"	139°49' 06"
檜山	せたな町	せたな町瀬棚区本町	せたな町瀬棚区本町 718-2 (瀬棚支所)	防災科研	42°27' 00"	139°51' 11"
檜山	せたな町	せたな町瀬棚区北島歌	せたな町瀬棚区北島歌 269-6	防災科研	42°35' 41"	139°49' 42"
檜山	今金町	今金町今金	今金町字今金 118-3	防災科研	42°25' 43"	140°01' 04"
檜山	奥尻町	奥尻町松江	奥尻町字松江 503	気象庁	42°05' 05"	139°28' 13"
檜山	奥尻町	奥尻町奥尻	奥尻町奥尻 806 (奥尻町役場)	北海道	42°10' 21"	139°30' 51"

イ 渡島・檜山地方の津波観測点

(令和6年4月1日現在)

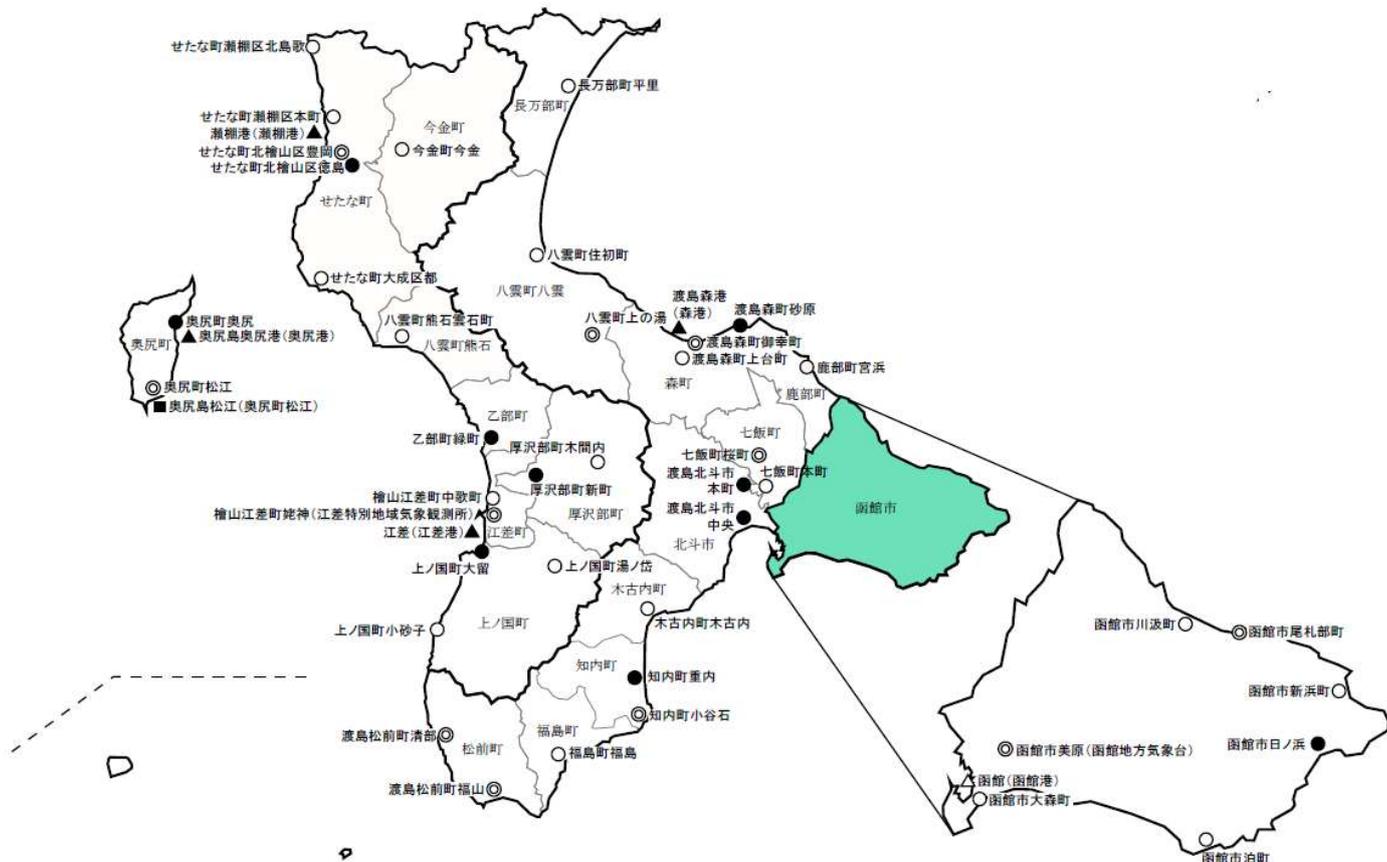
地方	市町村	観測点名称	所在地	所管	緯度	経度
渡島	函館市	函館	函館市海岸町 (函館港)	気象庁	41°46' 54"	140°43' 29"
渡島	森町	渡島森港	森町字港町 (森港)	国土交通省 北海道開発局	42°06' 36"	140°35' 30"
檜山	江差町	江差	江差町字中歌町 (江差港)	国土交通省 北海道開発局	41°52' 14"	140°07' 32"
檜山	奥尻町	奥尻島松江	奥尻町松江	国土地理院	42°04' 42"	139°29' 21"
檜山	奥尻町	奥尻島奥尻港	奥尻町奥尻 (奥尻港)	国土交通省 北海道開発局	42°10' 27"	139°31' 05"
檜山	せたな町	瀬棚港	せたな町瀬棚区本町 (瀬棚港)	国土交通省 北海道開発局	42°27' 14"	139°50' 44"

ウ 津波予報区の区域

(令和6年4月1日現在)

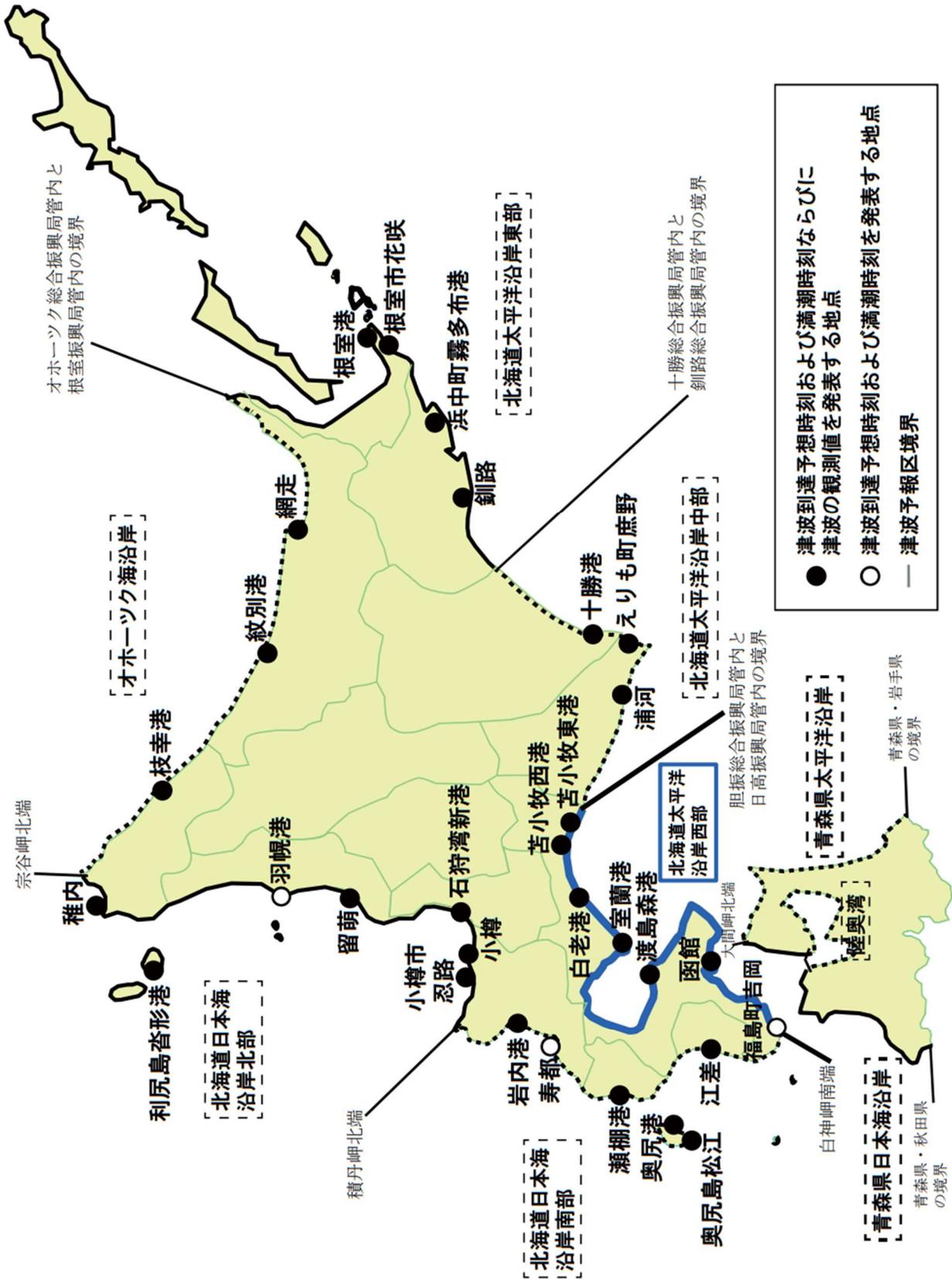
津波予報区	区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局(宗谷岬北端以東に限る。)およびオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局および釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局および日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局および渡島総合振興局(白神岬南端以東に限る。)の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局(宗谷岬北端以東を除く。)、留萌振興局、石狩振興局および後志総合振興局(積丹岬北端以東に限る。)の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局(積丹岬北端以東を除く。)、檜山振興局および渡島総合振興局(白神岬南端以東を除く。)の管内
陸奥湾	青森県(東津軽郡外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸に限る。)
青森県日本海沿岸	青森県(大間崎北端以東の太平洋沿岸および東津軽郡外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸を除く。)
青森県太平洋沿岸	青森県(大間崎北端以東の太平洋沿岸に限る。)

エ 渡島・檜山地方の震度観測点および津波観測点配置図



区分	記号	所管
震度観測点	◎	気象庁 (11)
	○	国立研究開発法人防災科学技術研究所 (20)
	●	北海道 (10)
津波観測点	△	気象庁 (1)
	▲	国土交通省港湾局 (4)
	■	国土地理院 (1)

カ 津波情報で用いる予報区および観測点



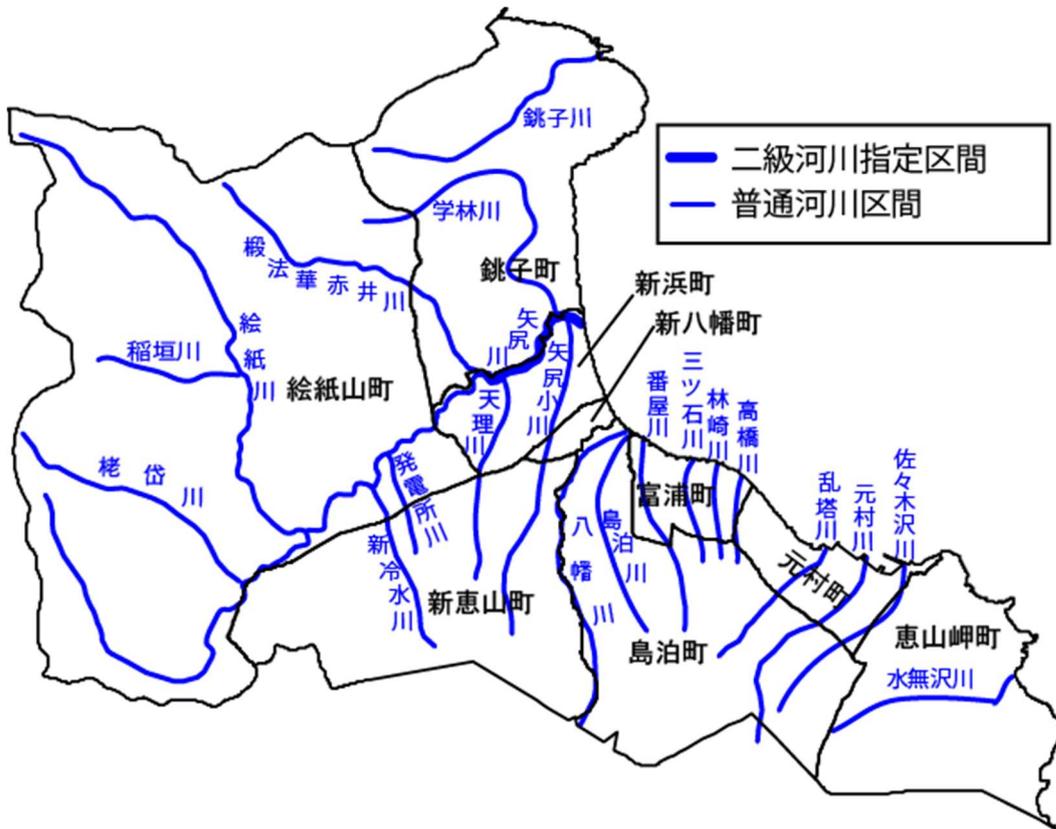
5. 河川水位等の情報

(1) 河川に係る雨量および水位の観測所

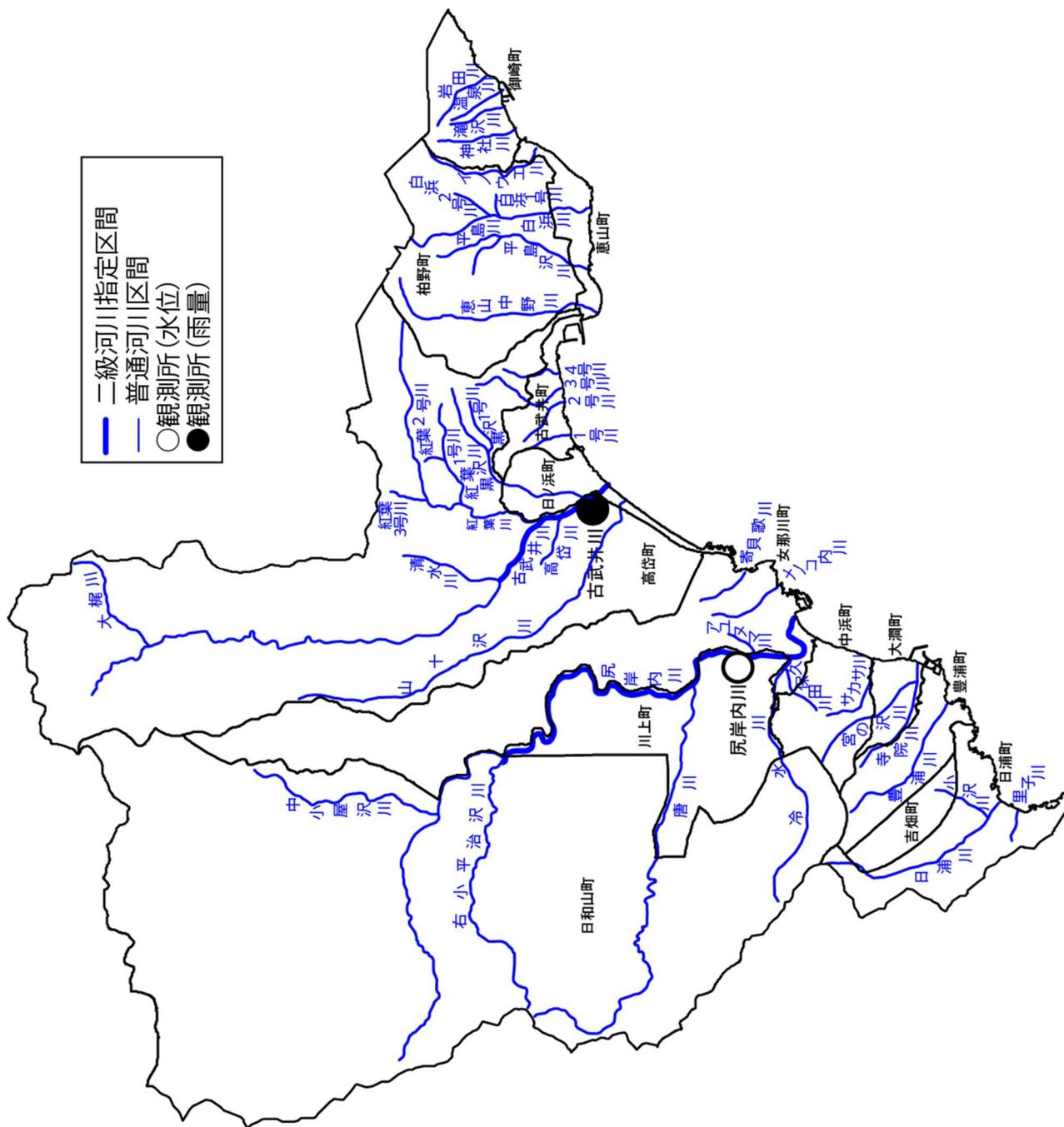
(令和6年4月1日現在)

水系名	河川名	観測所名	種別	所在地	基準水位 (m)			
					水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
松倉川	松倉川	松倉川	雨量 水位	上湯川町22番47地先河川敷（ 道宮上湯川団地付近）	6.36	7.21	7.96	8.17
松倉川	鮫川	鮫川	水位	深堀1番129地先河川敷 （学園橋付近）	3.57	4.35	4.48	5.17
常盤川	常盤川	常盤川	水位	西桔梗町215番地先河川敷 （桔梗新橋地点）	2.13	2.70	3.12	3.32
常盤川	石川	石川	雨量 水位	昭和4丁目118番9地先河川敷 （石川橋から約100m下流）	12.10	12.22	12.42	12.82
亀田川	亀田川	袴腰	雨量	亀田大森町192 （新中野ダム管理所から3.0km 上流）	/	/	/	/
亀田川	亀田川	新中野 ダム	雨量	亀田中野町370 （新中野ダム管理所内）	/	/	/	/
亀田川	亀田川	富岡	水位	函館市富岡町富岡橋上流 （新中野ダム管理所より6.0km 下流）	—	—	—	—
汐泊川	汐泊川	川汲	雨量	鉄山町 （矢別ダム管理所より4.0km 上流）	/	/	/	/
汐泊川	汐泊川	矢別ダム	雨量	紅葉山 （矢別ダム管理所内）	/	/	/	/
尻岸内川	尻岸内川	尻岸内川	雨量 水位	川上町81番3地先河川敷	2.70	3.35	—	4.10
古武井川	古武井川	古武井川	雨量	日ノ浜町154地先 （古武井橋地点）	/	/	/	/
磯谷川	磯谷川	岩戸	雨量	岩戸町38 （磯谷川第2発電所付近）	/	/	/	/
久根別川	久根別川	久根別川	水位	北斗市萩野30番28地先河川敷 （第一久根別橋地点）	3.32	4.04	4.39	5.45

(4) 河川図 (楯法華支所管内)



(5) 河川図および観測所（恵山支所管内）

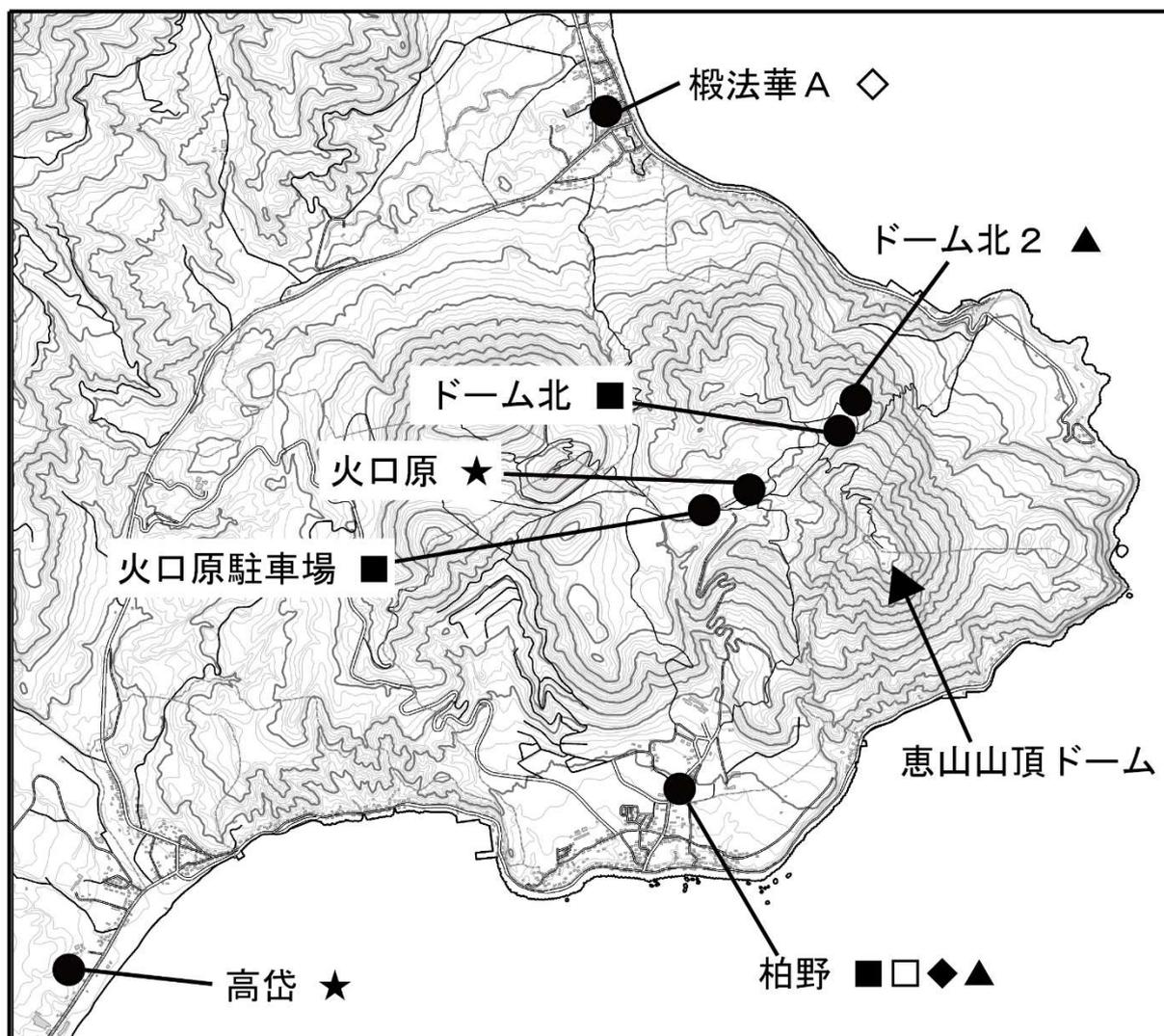


6. 火山情報

(1) 札幌管区気象台 恵山常時観測点

(令和6年4月1日現在)

所管	記号	観測点名	緯度	経度	標高(m)	観測開始日	備考
気象庁	■地震計	ドーム北	41°48' 69	141°09' 73	369	2005/7/24	短周期
		柏野	41°47' 40	141°08' 99	41	2010/9/1	短周期
		火口原駐車場	41°48' 46	141°09' 15	324	2016/12/1	広帯域
	□空振計	柏野	41°47' 40	141°08' 99	41	2010/9/1	
	★監視 カメラ	高岱	41°46' 80	141°06' 00	8	2010/4/1	可視
		火口原	41°48' 52	141°09' 37	351	2016/12/1	可視、 熱映像
	◆G N S S	柏野	41°47' 40	141°08' 99	41	2010/10/1	
	▲傾斜計	柏野	41°47' 40	141°08' 99	41	2011/4/1	
ドーム北2		41°48' 77	141°09' 82	381	2016/12/1		
国土 地理院	◇G N S S	榎法華A	41°50' 02	141°08' 31		2009/2/23	榎法華 中学校



(2) 恵山の噴火警戒レベル（平成 28 年 3 月 23 日運用開始）

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警戒に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

恵山の噴火警戒レベルを下表に示す。

（令和6年4月1日現在）

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況 (一般的な記載)	住民等の行動	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒報 (居住地域)	居住地域およびそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（必要に応じて対象地域や避難方法を判断）	<p>【5-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火砕流が居住地域まで到達し、重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。 <p>過去事例：約 8000 年前の噴火 約 5000 年前の噴火 約 2500 年前の噴火</p>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難等が必要。	<p>【5-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 <p>【5-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から 1 km 程度まで飛散。火山泥流の発生。 <p>過去事例：約 3000 年前の噴火 1846 年の噴火 1874 年の噴火</p>
警戒	噴火警戒報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<p>住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）</p> <p>高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要</p> <p>入山規制等、危険な地域への立入規制等</p>	<p>【レベル3の発表について】</p> <p>レベル3は、火山活動が高まっている段階では使用せず、レベル4・5から下げる段階で状況に応じて発表する</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定される現象等はレベル2と同程度 <p>過去事例：なし</p>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<p>住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）</p> <p>火口周辺への立入規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ごく小規模な水蒸気噴火が発生し、大きな噴石がX火口、Y火口（小地獄、大地獄）から 500m 程度まで飛散 <p>過去事例：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震活動や熱活動の高まり等により、X火口、Y火口（小地獄、大地獄）でごく小規模な水蒸気噴火の発生が予想される。 <p>過去事例：なし</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）。	<p>住民は通常の生活（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手段の確認、防災訓練への参加等）。状況に応じて火口内への立入規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏

注1) 大きな噴石とは、概ね 20～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

(3) 恵山における最近1万年以降の活動履歴(荒井(1998)による)

噴火発生年	噴出物量	噴火の分類	火山現象	被害・その他
約 8,000 年前	10^8 m^3	マグマ噴火	火砕流・火砕サージ(約 4 km)、噴石、降灰	火砕流台地形成 恵山溶岩ドーム形成
約 5,000 年前	10^6 m^3	マグマ噴火	火砕流(約 3 km)、噴石、降灰(火山泥流)	
約 3,000 年前	10^5 m^3	水蒸気噴火	噴石、降灰	降灰堆積物 火口周辺 ³⁾ 15 cm 山麓 ⁴⁾ 5 cm
約 2,500 年前	10^6 m^3	水蒸気噴火	火砕サージ ¹⁾ (約 2 km)、山体崩壊(岩屑なだれ ²⁾)、噴石、降灰	
約 600 年前	10^5 m^3	水蒸気噴火	火砕サージ ¹⁾ (約 2 km)、降灰	
1846 年	10^5 m^3	水蒸気噴火	噴石、降灰、火山泥流	泥流被害(家屋埋没、死者多数) 降灰堆積物 火口周辺 ³⁾ 15 cm 山麓 ⁴⁾ 5 cm
1874 年	10^5 m^3	水蒸気噴火	噴石、降灰	大地獄火口で発生 降灰堆積物 火口周辺 ³⁾ 15 cm 山麓 ⁴⁾ 10 cm

1) 現時点では、噴火による堆積物中に高温だったことを示す明瞭な証拠(溶結質や炭化木ど)が見つからないことから、低温型の火砕サージだった可能性も考えられる。

2) 「火口原」に見られる凸地形の存在か推定したもので、堆積物中に岩屑ブロックは見つかっておらず不確実性が残っている。

3) 火口周辺：火口から数百m～1km程度

4) 山麓：火口から1.5km～2km程度

(4) 気象庁が発表する火山に関する情報や資料の解説

(令和6年4月1日現在)

情報名	概要
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲が拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報を発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルが運用されている火山では、噴火警報レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報。</p>
火山活動解説資料	<p>写真や地図等や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に公表する資料。</p>
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。（全国版、各地方版）</p>
地震・火山月報 （防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料。（全国版）</p>
噴火に関する火山観測報	<p>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。</p>

情報名	概要
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報。噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報。
火山現象に関する海上警報	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。緯度・経度と範囲を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。
航空路火山灰情報（VAA）	噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空路上の火山灰情報（火山灰の分布や拡散予測）。予報期間は最大で18時間。気象庁が航空路火山灰情報センター（VAAC）として、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局にVAAを提供している。東京VAACは東アジア・北西太平洋及び北極圏の一部に対する監視と情報提供を担当している。

7. 防災行政無線

(1) 同報系屋外子局

(令和6年4月1日現在)

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
1	港町3丁目19地先	津軽海峡フェリー前	平成25年度	函館市
2	港町2丁目13地先	港町マルハン前	平成25年度	函館市
3	港町2丁目14地先	港町ふ頭	平成25年度	函館市
4	浅野町5地先	青函フェリー前	平成25年度	函館市
5	浅野町3地先	北ふ頭公園	平成25年度	函館市
6	吉川町3地先	はくあい園前	平成25年度	函館市
7	万代町233	万代公園	平成25年度	函館市
8	万代町19	万代ふ頭	平成25年度	函館市
9	海岸町194地先	港湾事務所前	平成25年度	函館市
10	海岸町20地先	海岸町船だまり	平成25年度	函館市
11	若松町33-16ほか	若松緑地	平成25年度	函館市
12	若松町12地先	函館駅前	平成25年度	函館市
13	東雲町4-13	市役所	平成25年度	函館市
14	大手町4-28	大手町ポンプ場	平成25年度	函館市企業局
15	末広町21-3	消防末広出張所	平成25年度	函館市
16	大町15	緑の島	平成25年度	函館市
17	弁天町1-8ほか	弁天改良団地	平成25年度	函館市
18	弁天町31地先	西ふ頭	平成25年度	函館市
19	弁天町20-229	海洋センター	平成25年度	函館市
20	入舟町6-5ほか	入船児童公園	平成25年度	函館市
21	入舟町	函館漁港	平成25年度	北海道
22	船見町27-1	斎場	平成25年度	函館市
23	住吉町16	地藏堂	平成26年度	函館市
24	谷地頭町13-18	谷地頭福祉センター	平成26年度	函館市
25	宝来町14-1先	市道末広栄町通	平成26年度	函館市
26	宝来町20-25	宝来幼児公園	平成26年度	函館市
27	末広町5-14	アクロス十字街	平成26年度	函館市
28	東川町19-1	であえーる大森	平成26年度	北海道
29	旭町12-12	旭町児童公園	平成26年度	函館市
30	大森町11-1地先	旭広路	平成26年度	函館市

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
31	大森町 92 ほか	大森公園	平成 26 年度	函館市
32	高盛町 17-10	高盛公園	平成 26 年度	函館市
33	日乃出町 32-4	市道日乃出広路	平成 26 年度	函館市
34	日乃出町 26	日乃出清掃工場	平成 26 年度	函館市
35	金堀町 10-2	下水終末処理場	平成 26 年度	函館市企業局
36	広野町 26-14	広野街区公園	平成 26 年度	函館市
37	湯浜町 14-3	湯浜団地3号棟	平成 26 年度	函館市
38	湯川町 1 丁目 20-25	湯川街区公園	平成 26 年度	函館市
39	湯川町1丁目 35-1 ほか	鮫川公園	平成 26 年度	函館市
40	湯川町 2 丁目 40-1 ほか	坂の上公園	平成 26 年度	函館市
41	湯川町 2 丁目 2-2 ほか	湯浜公園	平成 26 年度	函館市
42	湯川町 2 丁目 13-15	湯川児童館	平成 26 年度	函館市
43	榎本町 100-2	市道緑園通	平成 26 年度	函館市
44	高松町 28-1 ほか	根崎公園	平成 26 年度	函館市
45	戸倉町 325	戸倉 7 街区公園	平成 26 年度	函館市
46	戸倉町 154-27	戸倉 5 街区公園	平成 26 年度	函館市
47	高松町 341-8	市道高松古川線	平成 26 年度	函館市
48	根崎町 557-2	国道根崎生活館	平成 26 年度	国
49	志海苔町 365-2 ほか	志海苔ふれあい	平成 26 年度	函館市
50	志海苔町 171-1	市道志海苔 4 号	平成 26 年度	函館市
51	銭亀町 124-1	銭亀沢支所	平成 26 年度	函館市
52	新湊町 251-2	市道高松新湊線	平成 26 年度	函館市
53	新湊町 97	銭亀漁港	平成 26 年度	北海道
54	古川町 9-4	汐泊川横市道敷	平成 26 年度	函館市
55	豊原町 138-2	市道小安古川線	平成 26 年度	函館市
56	豊原町 64 地先	道道米原古川線	平成 26 年度	北海道
57	古川町 384-2	市道川濯神社前	平成 26 年度	函館市
58	石崎町 427-2 先	国道石崎漁港向	平成 26 年度	国
59	石崎町 283-1	もと銭亀 4 分団倉庫	平成 26 年度	函館市
60	石崎町 117-2	石崎町国道敷	平成 26 年度	国
61	西桔梗町 851 地先	市道操車場通	平成 27 年度	函館市
62	西桔梗町 860 地先	市道操車場通	平成 27 年度	函館市
63	昭和町 22	昭和公園	平成 27 年度	函館市
64	港町 3 丁目 3	港幼児公園	平成 27 年度	函館市
65	亀田港町 52	亀田港第 2 号児童公園	平成 27 年度	函館市

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
66	亀田港町 8	亀田港児童公園	平成 27 年度	函館市
67	港町 2 丁目 1	港町公園	平成 27 年度	函館市
68	亀田港町 13	亀田港第4街区公園	平成 27 年度	函館市
69	港町 1 丁目 18	港公園	平成 27 年度	函館市
70	亀田本町 4	亀田本町児童公園	平成 27 年度	函館市
71	追分町 5	追分第一街区公園	平成 27 年度	函館市
72	北浜町 1	万年橋公園	平成 27 年度	函館市
73	八幡町 21	八幡幼児公園	平成 27 年度	函館市
74	八幡町 3	八幡公園	平成 27 年度	函館市
75	宮前町 32	宮前町公園広場	平成 27 年度	函館市
76	松川町 27	松川幼児公園	平成 27 年度	函館市
77	中島町 36.38 先	函館税務署前市道	平成 27 年度	函館市
78	大縄町 20	大縄緑地	平成 27 年度	函館市
79	上新川町 18	新川公園	平成 27 年度	函館市
80	堀川町 19 地先	堀川広路	平成 27 年度	函館市
81	新川町 1 地先	市道若松広路	平成 27 年度	函館市
82	千歳町 14	千歳公園	平成 27 年度	函館市
83	日乃出町 17	日乃出広路(巴中学校裏)	平成 27 年度	函館市
84	西桔梗町 252-27	西桔梗野球場1	令和5年度	函館市
85	西桔梗町 252-27	西桔梗野球場2	令和5年度	函館市
86	西桔梗 849-21	西桔梗第2号緑地	令和5年度	函館市
87	西桔梗町 822	西桔梗南緑地	令和5年度	函館市
88	昭和町 22	昭和公園2	令和5年度	函館市
89	昭和4丁目 9	昭和第6街区公園	令和5年度	函館市
90	田家町 18-1	市営住宅田家A団地	令和5年度	函館市
91	金堀町 3-1	大森浜小学校	令和5年度	函館市
92	駒場町 1-6	駒場小学校	令和5年度	函館市
93	深堀町 28-1	深堀中学校	令和5年度	函館市
94	豊原町 140-30	銭亀沢中学校	令和5年度	函館市

※ 旧函館市地域の電波形式 : デジタル (MC A無線)

【戸井支所管内】

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
1	小安町 919-9	小安 1	平成11年度	民間
2	小安町 7	小安 2	平成11年度	民間
3	小安町 26-2	小安 3	平成11年度	民間
4	小安町 227	小安 4	平成11年度	民間
5	小安町 83-2	小安 5	平成11年度	民間
6	小安町 141-2	小安 6	平成11年度	民間
7	釜谷町 9-1	釜谷 1	平成11年度	民間
8	釜谷町 755	釜谷 2	平成11年度	民間
9	釜谷町 69-3	釜谷 3	平成11年度	民間
10	釜谷町 127-6	釜谷 4	平成11年度	民間
11	汐首町 12-1	汐首 1	平成11年度	民間
12	汐首町 240	汐首 2	平成11年度	民間
13	汐首町 403	汐首 3	平成11年度	国
14	瀬田来町 183-1	瀬田来 1	平成11年度	民間
15	瀬田来町 149-1	瀬田来 2	平成11年度	民間
16	弁才町 34-1	弁才町 1	平成11年度	民間
17	泊町 77-1	泊町 1	平成11年度	民間
18	泊町 42-5	泊町 2	平成11年度	函館市
19	館町 3-1	館町 1	平成11年度	函館市
20	館町 18-3	館町 2	平成11年度	民間
21	浜町 762-4	浜町 1	平成11年度	函館市
22	浜町 31-1	浜町 2	平成11年度	民間
23	浜町 437-1	浜町 3	平成11年度	民間
24	浜町 119-3	浜町 4	平成11年度	国
25	新二見町 149-1	新二見 1	平成11年度	民間
26	原木町 40-1	原木町 1	平成11年度	民間

【恵山支所管内】

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
1	日浦町 16-3	日浦1	平成 15 年度	民間
2	日浦町 72-3	日浦2	平成 15 年度	民間
3	日浦町 122-11	日浦3	平成 15 年度	民間
4	豊浦町 351-1	豊浦1	平成 15 年度	北海道
5	大潤 51-4	大潤1	平成 15 年度	北海道
6	豊浦町 210	豊浦・大潤	平成 15 年度	函館市
7	大潤町 174-12 地先	大潤・中浜	平成 15 年度	函館市
8	中浜町 79	中浜1	平成 15 年度	函館市
9	川上町 513	川上1	平成 15 年度	函館市
10	女那川町 25-1	女那川1	平成 15 年度	民間
11	女那川町 77-9	女那川 2	平成 15 年度	函館市
12	女那川町 146-1	女那川 3	平成 15 年度	民間
13	高岱町 16	高岱1	平成 15 年度	函館市
14	日ノ浜町 172-3	日ノ浜1	平成 15 年度	函館市
15	日ノ浜町 127	日ノ浜2	平成 15 年度	函館市
16	古武井町 39	古武井1	平成 15 年度	民間
17	古武井町 114	古武井2	平成 15 年度	民間
18	古武井町 411	古武井3	平成 15 年度	国
19	恵山町 283-1 地先	恵山西1	平成 15 年度	函館市
20	柏野町 99	柏野1	平成 15 年度	函館市
21	恵山町 131-1	恵山東1	平成 15 年度	民間
22	恵山町 216-3	恵山東2	平成 15 年度	民間
23	御崎町 22-2	御崎1	平成 15 年度	民間
24	御崎町 338	御崎2	平成 15 年度	国
25	御崎町 204-2	御崎3	平成 15 年度	民間
26	日ノ浜町 22-1	日ノ浜・高岱	平成 15 年度	函館市

【樞法華支所管内】

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
1	銚子町 100-2	銚子 1	平成 16 年度	函館市
2	銚子町 46-2	銚子 2	平成 16 年度	函館市
3	新浜町 126-3	新浜1	平成 16 年度	国
4	新浜町 156-1	新浜2	平成 16 年度	函館市
5	新浜町 36-1	新浜3	平成 16 年度	民間
6	新八幡町 71-1	新八幡1	平成 16 年度	函館市
7	新八幡町 153-1	新八幡2	平成 16 年度	民間
8	絵紙山町 27-2	絵紙山1	平成 16 年度	函館市
9	富浦町 25-1	富浦1	平成 16 年度	民間
10	富浦町 60 地先	富浦2	平成 16 年度	北海道
11	元村町 39-3	元村1	平成 16 年度	函館市
12	元村町 121-1	元村2	平成 16 年度	函館市
13	恵山岬町 14-1	恵山岬1	平成 16 年度	民間
14	恵山岬町 77	恵山岬2	平成 16 年度	函館市

【南茅部支所管内】

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
1	川汲町 1520	南茅部支所庁舎屋上	平成 3 年度	函館市
2	岩戸町 125 地先	岩戸	平成 3 年度	国
3	岩戸町 80-6	下岩戸	平成 3 年度	民間
4	岩戸町 287-25	磯谷	平成 13 年度	民間
5	双見町 148-1	磯谷会館前	平成 3 年度	民間
6	双見町 80 地先	美呂泊1	平成 3 年度	国
7	双見町 25-1	美呂泊2	平成 3 年度	民間
8	大船町 347-4	大船漁協	平成 3 年度	函館市
9	大船町 136-1	浜歌稲荷神社	平成 3 年度	民間
10	大船町 25-1	大船遺跡入口	平成 3 年度	民間
11	豊崎町 204-24	臼尻中学校	平成 3 年度	函館市
12	豊崎町 166-3	二艘澗	平成 3 年度	国
13	豊崎町 104	豊崎バス停	平成 3 年度	函館市
14	臼尻町 149-9	臼尻水産裏	平成 3 年度	函館市
15	臼尻町 750	臼尻漁協	平成 3 年度	北海道
16	臼尻町 595-6	臼尻小学校	平成 3 年度	函館市
17	臼尻町 75-13	垣島橋	平成 3 年度	国
18	臼尻町 11-1	下臼尻	平成 15 年度	民間
19	安浦町 69	安浦漁協	平成 3 年度	民間
20	安浦町 27 地先	精神川橋	平成 3 年度	函館市
21	川汲町 559-2	上川汲バス停	平成 3 年度	民間
22	川汲町 405-1 地先	川汲橋	平成 3 年度	函館市
23	川汲町 237-1 地先	川汲漁協	平成 3 年度	北海道
24	川汲町 115-1	川汲、尾札部町境	平成 22 年度	民間
25	尾札部町 824-1	旧尾札部保育園	平成 3 年度	函館市
26	尾札部町 1621	磨光小学校	平成 3 年度	函館市
27	尾札部町 664 地先	後駒バス停	平成 3 年度	函館市
28	尾札部町 502-1 地先	尾札部漁協	平成 3 年度	北海道
29	尾札部町 331-2	古川商店前	平成 3 年度	民間
30	尾札部町 2081-3	尾札部中学校	平成 3 年度	函館市
31	尾札部町 173 地先	見日	平成 3 年度	国
32	尾札部町 47-1	下見日	平成 3 年度	民間
33	尾札部町 4-2 地先	汀浦	平成 3 年度	国
34	木直町 594-1	ポン木直	平成 3 年度	民間
35	木直町 433-4	木直漁協	平成 3 年度	函館市

No.	所在地		設置年度	敷地所有者
		参考情報		
36	木直町 377-2 地先	木直橋	平成 3 年度	北海道
37	木直町 152-1 地先	白井川覆道	平成 3 年度	国
38	木直町 76-2	立岩覆道	平成 3 年度	民間
39	木直町 29-1 地先	弁慶覆道	平成 3 年度	国
40	古部町 72-1 地先	古部漁協	平成 3 年度	函館市
41	岩戸町 98-7 地先	黒羽尻	平成 5 年度	函館市
42	双見町 71-1	美呂泊3	平成 5 年度	民間
43	大船町 388-76	大船霊園入口	平成 5 年度	函館市
44	豊崎町 180-5	豊崎船上場	平成 5 年度	函館市
45	豊崎町 209-1	南茅部クリーンセンター	平成 5 年度	函館市
46	豊崎町 27-1	東海バス停	平成 5 年度	民間
47	臼尻町 1-1	豊崎, 臼尻町境	平成 5 年度	民間
48	安浦町 124-1	安浦	平成 9 年度	民間
49	川汲町 4 地先	川汲, 尾札部町境	平成 5 年度	函館市
50	尾札部町 1822	南かやべ漁業協同組合	平成 5 年度	民間
51	尾札部町 1942	からまつ団地	平成 5 年度	函館市
52	尾札部町 17 地先	島歌	平成 5 年度	国
53	木直町 681-1	尾札部, 木直町境	平成 5 年度	民間
54	木直町 1130-1 地先	ポン木直奥	平成 5 年度	函館市
55	木直町 1082-2 地先	木直小下	平成 5 年度	函館市
56	木直町 260 地先	白井川	平成 5 年度	国
57	木直町 939-10	白井川奥干場	平成 5 年度	民間
58	木直町 1388 地先	立岩第一覆道	平成 5 年度	国
59	古部町古部トンネル地先	獅子鼻覆道	平成 5 年度	国
60	古部町 417	古部船上場	平成 5 年度	民間

※ 東部 4 支所地域の電波形式 : アナログ

(2) 移動系 (MCA無線)

ア 半固定

(令和6年4月1日現在)

	設置場所		一斉 可能	グループ	呼出名称
1	総務部	災害対策課	○	ｸﾞ 1, 2, 13, 14	総務部 10
2	総務部	本庁舎屋上 PH		-	電話接続 1
3	総務部	本庁舎屋上 PH		-	電話接続 2
4	総務部	本庁舎屋上 PH		-	電話接続 3
5	総務部	本庁舎屋上 PH		-	電話接続 4
6	総務部	本庁舎屋上 PH		-	電話接続 5
7	総務部	代替災害対策本部 (総合保健センター)	○	ｸﾞ 1, 2, 13, 14	総務部 20
8	市民部	市民・男女共同参画課	○	ｸﾞ 3, 14	市民 100
9	市民部	湯川支所		〃	湯川 110
10	市民部	銭亀沢支所		〃	銭亀 120
11	市民部	亀田支所		〃	亀田 130
12	保健福祉部	管理課	○	ｸﾞ 4, 14	福祉 150
13	保健福祉部	総合福祉センター (社協総務課)		ｸﾞ 4, 14	あい 160
14	保健福祉部	保健所地域保健課	○	ｸﾞ 6, 14	保健 300
15	環境部	環境総務課	○	ｸﾞ 5, 14	環境 200
16	環境部	埋立処分場		〃	環境 210
17	農林水産部	企画調整課	○	ｸﾞ 14	農水 350
18	土木部	管理課	○	ｸﾞ 7, 14	土木 400
19	欠番				
20	都市建設部	まちづくり景観課	○	ｸﾞ 8, 14	都市 500
21	都市建設部	住宅公社 花と緑の課	○	〃	公社 510
22	港湾空港部	管理課	○	ｸﾞ 9, 14	港湾 550
23	港湾空港部	管理課ふ頭管理事務所		〃	港湾 560
24	消防本部	消防指令センター	○	ｸﾞ 10, 14	消防 600
25	消防本部	東消防署	○	〃	消防 610
26	消防本部	北消防署	○	〃	消防 620
27	教育委員会	生涯学習部管理課	○	ｸﾞ 11, 14	教育 650
28	企業局	管理部総務課	○	ｸﾞ 12, 14, 20, 21	水道 700
29	企業局	上下水道部管路整備室		ｸﾞ 12, 14, 20	水道 710
30	企業局	上下水道部終末処理場		ｸﾞ 12, 14, 21	水道 720
31	企業局	交通部事業課	○	ｸﾞ 14	交通 800
32	病院局	管理部庶務課	○	ｸﾞ 14	函病 850
33	関係機関	函館開発建設部防災課		ｸﾞ 13	開建 900
34	関係機関	函館海上保安部警備救難課		〃	海保 910
35	関係機関	陸上自衛隊第 28 普通科連隊第 3 科		〃	陸自 920
36	関係機関	函館中央警察署警備課		〃	中警 930
37	関係機関	函館西警察署警備課		〃	西警 940
38	関係機関	NTT 東日本北海道南支店 総括担当		〃	NT 950
49	関係機関	北海道電力ネットワーク(株)道南統括 支店企画総務G		〃	北電 960
40	関係機関	北海道ガス函館支店 保安センター		〃	ガス 970
41	関係機関	函館市医師会総務課		〃	医師 980

イ 携帯型・車載型

(令和6年4月1日現在)

	設置場所		型式	一斉 可能	グループ	呼出名称
1	市長		携帯	○	グ ¹ , 14	総務部 11
2	副市長		携帯	○	〃	総務部 12
3	副市長		携帯	○	〃	総務部 13
4	総務部	災害対策課	携帯	○	グ ¹ , 2, 14	総務部 21
5	〃	〃	携帯	○	〃	総務部 22
6	〃	〃	携帯		〃	総務部 23
7	〃	〃	携帯		〃	総務部 24
8	〃	〃	携帯		〃	総務部 25
9	〃	〃	携帯		〃	総務部 26
10	〃	〃	携帯		〃	総務部 27
11	〃	〃	携帯		〃	総務部 28
12	〃	〃	携帯		〃	総務部 29
13	〃	〃	携帯		〃	総務部 31
14	〃	〃	携帯		〃	総務部 32
15	〃	〃	携帯		〃	総務部 33
16	〃	〃 (総合保健センター)	携帯		〃	総務部 34
17	〃	〃 (総合保健センター)	携帯		〃	総務部 35
18	〃	〃 (総合保健センター)	携帯		〃	総務部 36
19	〃	〃 (総合保健センター)	携帯		〃	総務部 37
20	〃	〃 (総合保健センター)	携帯		〃	総務部 38
21	保健福祉部	管理課	携帯		グ ⁴ , 14	福祉 151
22	〃	〃	携帯		〃	福祉 152
23	〃	保健所地域保健課	携帯		グ ⁶ , 14	保健 301
24	〃	〃	携帯		〃	保健 302
25	環境部	清掃事業課	携帯		グ ⁵ , 14	環境 201
26	〃	〃	携帯		〃	環境 202
27	〃	〃	車載		〃	環境 211
28	〃	〃	車載		〃	環境 212
29	〃	〃	車載		〃	環境 213
30	〃	〃	車載		〃	環境 214
31	〃	〃	車載		〃	環境 215
32	〃	〃	携帯		〃	環境 203*
33	土木部	管理課	携帯		グ ⁷ , 14	土木 401
34	〃	〃	携帯		〃	土木 402
35	〃	道路管理課	携帯		〃	土木 403
36	〃	公園河川整備課	携帯		〃	土木 404
37	都市建設部	住宅公社花と緑の課	携帯		グ ⁸ , 14	公社 501
38	〃	〃	携帯		〃	公社 502
39	〃	〃	携帯		〃	公社 503
40	消防本部	消防指令センター	携帯		グ ¹⁰ , 14	消防 601
41	〃	〃	携帯		〃	消防 602
42	〃	〃	携帯		〃	消防 603
43	教育委員会	生涯学習部管理課	携帯		グ ¹¹ , 14	教育 651
44	〃	〃	携帯		〃	教育 652
45	〃	〃	携帯		〃	教育 653

	設置場所		型式	一斉 可能	グループ	呼出名称
46	企業局	上下水道部管路整備室	携帯		ｸﾞ 12, 14, 20	水道 711 [※]
47	〃	〃	携帯		〃	水道 712 [※]
48	〃	〃	携帯		〃	水道 713 [※]
49	〃	〃	携帯		〃	水道 714 [※]
50	〃	〃	携帯		〃	水道 715 [※]
51	〃	〃	携帯		〃	水道 716 [※]
52	〃	〃	携帯		〃	水道 717 [※]
53	〃	上下水道部終末処理場	携帯		ｸﾞ 12, 14, 21	水道 721 [※]
54	〃	〃	携帯		〃	水道 722 [※]
55	〃	〃	携帯		〃	水道 723 [※]
56	〃	〃	携帯		〃	水道 724 [※]

※は各部局所有

8. 有線放送施設

(令和6年4月1日現在)

事業者名	業務区域	有線一般放送の種類
銭亀沢漁業協同組合	古川町、新湊町、銭亀町、石倉町の一部	告知放送

注) 放送法に基づき総務省北海道総合通信局において登録または届出された施設のうち、漁業協同組合など公的な事業主体が運営する施設を掲載（再放送のみを行う施設を除く）。

9. 防災サポート無線

(令和6年4月1日現在)

事業者名	業務区域	放送電波の種類
石崎地区振興情報連絡施設利用協議会	石崎町、鶴野町、白石町の一部	地域振興波 400MHz

10. コミュニティFM放送

(令和6年4月1日現在)

放送事業者名	愛称	周波数	開局
函館山ロープウェイ(株)	FMいるか	80.7MHz	平成4年12月24日

11. ケーブルテレビ事業者

(令和6年4月1日現在)

放送事業者名	愛称	開局
(株)ニューメディア函館センター	N C V	平成13年4月 (函館センター開局)

1 2. 北海道総合通信局による通信途絶時における貸出機材一覧

令和2年4月1日現在

※道内配備数が不足する場合、全国から搬送して貸与

貸出機材名		仕様等		※全国配備数 (道内配備数)
災害対策用移動通信機器		写真	サイズ、連続通話時間、待受時間など	
1	衛星携帯電話 ワイドスターⅡ(据置)		サイズ: 縦196mm×横180mm×厚さ39mm 連続通話時間: 2.2時間 連続待受時間: 26時間	100台 (6台)
2	衛星携帯電話 イリジウム(ハンディ機)		サイズ: 高143mm(アンテナ収納時)×幅55mm×奥行30mm 連続通話時間: 4時間 連続待受時間: 30時間	50台 (なし)
3	衛星携帯電話 インマルサットBGAN(据置)		サイズ: 縦297mm×幅399mm×厚さ51mm 連続通話時間: 2.5時間 連続待受時間: 36時間	50台 (なし)
4	衛星携帯電話 アイサットフォン・プロ(ハンディ機)		サイズ: 高170mm(アンテナ収納時)×幅54mm×奥行39mm 連続通話時間: 8時間 連続待受時間: 100時間	96台 (なし)
5	MCA無線(ハンディ機)		サイズ: 高149mm(アンテナを除く)×幅58mm×奥行35mm 連続運用時間: 約18時間 運用範囲: MCAエリア内(石狩振興局管内、函館市、旭川市、帯広市、室蘭市、苫小牧市等)	280台 (5台)
6	簡易無線(ハンディ機)		サイズ: 高98.2mm(アンテナを除く)×幅56mm×奥行33mm 連続運用時間: 約11時間 運用範囲: 数Km以内	900台 (15台)
7	パワーイレ・スリー		サイズ: 高514mm×幅320mm×奥行585mm 重量: 約52kg 蓄電池容量: 2.5kWh 出力: AC 100V コンセント 2口 消費電力390Wを5時間30分供給可能 注: 無線機とのセットでの貸し出し	12台 (1台)
災害対策用移動電源車 (中型移動電源車)			発電容量: 80~100KVA(三相3線) 燃料: 軽油(1/2負荷で10時間稼動) 給電対象: 携帯電話基地局、電話交換局等	3台 (なし)
災害対策用移動電源車 (小型移動電源車)			発電容量: 5.5KVA(単相) 燃料: ガソリン(1/2負荷で36時間稼動) 給電対象: 防災行政無線の中継局、放送の中継局、臨時災害放送局等	7台 (1台)
臨時災害放送局用設備 (FMラジオ放送設備)			可搬型送信機(送信部と音声部の2ケース分割) 送信部サイズ: 幅505mm×高さ302mm×奥行655mm " 重量: 29.2kg 音声部サイズ: 送信部と同じ " 重量: 28.7kg 送信可能周波数: 76.1MHzから89.9MHzまで 送信出力: 10Wから100Wまで 定格入力電圧: AC100V 消費電力: 最大270VA	6台 (1台)

※道内配備数が不足する場合、全国から搬送して貸与

1 3. 火災・災害等即報要領（消防庁）

火災・災害等即報要領

〔昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官〕

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 死者 5 人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が 5 人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
 - オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)	
		重症	人 (人)	
		中等症	人 (人)	
		軽症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
	事 業 所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人	
		消 防 団	台 人	
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人	
		海 上 保 安 庁	人	
	警 戒 区 域 の 設 定 月 日 時 分	自 衛 隊	人	
	使 用 停 止 命 令 月 日 時 分	そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

1 4. 災害情報等報告取扱要領（北海道）

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称)	月 日 時 分設置		
	(設置日時)			
(2) 災害救助法の適用状況	(名称)	月 日 時 分設置		
	(設置日時)			
	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数
(救助実施内容)				

応急措置の状況	(3) 避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難				
		避難勧告				
	避難指示					
(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況					
		(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
(6) 応急対策出動人員	その他(住民等)	名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	河川	箇所			
	行方不明	人			道	海岸	箇所		
	重傷	人			工事	砂防設備	箇所		
	軽傷	人			土	地すべり	箇所		
計	人	急傾斜地			箇所				
② 住家被害	全壊	棟			木	道路	箇所		
		世帯				橋梁	箇所		
		人				小計	箇所		
	半壊	棟				市町村工事	河川	箇所	
		世帯					道路	箇所	
		人		橋梁			箇所		
	一部破損	棟		害			小計	箇所	
		世帯					港湾	箇所	
		人					漁港	箇所	
	床上浸水	棟						下水道	箇所
世帯		公園	箇所						
人		崖くずれ	箇所						
床下浸水	棟	計	箇所						
	世帯		漁船		沈没流出	隻			
	人		破損		隻				
計	棟		⑥ 水産被害		計	隻			
世帯	産			漁港施設	箇所				
人				共同利用施設	箇所				
全壊				公共建物	棟	その他施設		箇所	
				その他	棟	漁具(網)	件		
半壊				公共建物	棟	水産製品	件		
				その他	棟	その他	件		
計		公共建物		棟	計				
その他		棟		⑦ 林業被害	林地	箇所			
④ 農業被害		農地			田	流失・埋没等	ha		
			畑		流失・埋没等	ha			
	農作物	田	浸冠水		ha				
		畑	浸冠水		ha				
農業用施設	箇所	道	林地		箇所				
共同利用施設	箇所		治山施設		箇所				
営農施設	箇所		林道		箇所				
畜産被害	箇所		林産物		箇所				
その他	箇所		その他		箇所				
計			業	小計	箇所				
一般市民有林	林地			箇所	害	林地	箇所		
	治山施設			箇所		治山施設	箇所		
	林道			箇所		林道	箇所		
	林産物			箇所		林産物	箇所		
	その他	箇所		その他		箇所			
小計	箇所	小計		箇所					
計		計		箇所					

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所		被害	計	箇所	
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
	火 葬 場	計	箇所			鉄道施設	箇所	
計		箇所		被害船舶(漁船)		隻		
⑨ 商工 被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸	—	
	そ の 他	件		電 話		回線	—	
⑩ 公立 文教 施設 被害	計	件		電 気		戸	—	
		小 学 校	箇所			ガ ス	戸	—
		中 学 校	箇所			ブロック塀等	箇所	—
		高 校	箇所			都市施設	箇所	
	その他文教施設	箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数		団体		火災	建 物	件		
り災世帯数		世帯			危 険 物	件		
り災者数		人		発生	そ の 他	件		
消防職員出動延人数		人			消防団員出動延人数	人		
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）							
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時		
災害救 助法適 用市町 村名								
補足資料（※別業で報告）								
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 								

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名				平成 年 月 日 時現在				
総合振興局又は振興局								
項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土木 市町村 工事 被害	河川	箇所		
	行方不明	人			海岸	箇所		
	重傷	人			砂防設備	箇所		
	軽傷	人			地すべり	箇所		
	計	人			急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全壊	棟			道路	箇所		
		世帯			橋梁	箇所		
	半壊	棟			小計	箇所		
		世帯			河川	箇所		
	一部破損	棟			道路	箇所		
		世帯		橋梁	箇所			
	床上浸水	棟		小計	箇所			
		世帯		港湾	箇所			
	床上浸水	棟		漁港	箇所			
		世帯		下水道	箇所			
床下浸水	棟	公園	箇所					
	世帯	崖くずれ	箇所					
計	棟	計	箇所					
	世帯							
③ 非住家被害	全壊	公共建物		⑥ 水産 被害	沈没流出	隻		
		その他			棟	破損	隻	
	半壊	公共建物			計	隻		
		その他			棟	漁港施設	箇所	
	計	公共建物			棟	共同利用施設	箇所	
		その他			棟	その他施設	箇所	
						漁具(網)	件	
			水産製品		件			
			その他		件			
④ 農業被害	農地	田			⑦ 道有林 被害	計		
		流出・堰		ha		林地	箇所	
		冠水		ha		治山施設	箇所	
		畑		ha		林道	箇所	
	農作物	田		ha		林産物	箇所	
		畑		ha		その他	箇所	
	農業用施設	箇所		小計		箇所		
	共同利用施設	箇所		林地		箇所		
	営農施設	箇所		治山施設		箇所		
	畜産被害	箇所		林道		箇所		
その他	箇所	林産物	箇所					
計		その他	箇所					
			小計	箇所				
			計	箇所				

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所						
		火 葬 場	箇所			鉄道不通	箇所		—
	計	箇所			鉄道施設	箇所			
⑨ 商工 被害	商 業	件			⑬ そ の 他	被害船舶(漁船等)	隻		
	工 業	件				空 港	箇所		
	そ の 他	件				水 道	戸		—
	計	件				電 話	回線		—
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所				電 気	戸		—
	中 学 校	箇所				ガ ス	戸		—
	高 校	箇所				ブロック塀等	箇所		—
	その他文教施設	箇所				都市施設	箇所		
	計	箇所							
公共施設被害市町村数				団体		被災総額			
り災世帯数				世帯	火災発生	建 物	件		
り災者数				人		危 険 物	件		
消防職員出動延人数				人		そ の 他	件		
消防職員出動延人数				人	消防団員出動延人数				
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称					設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害 その他	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。 上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分	判 断 基 準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾 港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港 漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道 下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公 園 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水産被害	漁 船 動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設 外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設 上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網） 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品 加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設 既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道 林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判断基準
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	